

令和5年11月吉日

東京都多摩地区(北多摩・南多摩・西多摩交通圏)の 運賃改定について 令和5年11月20日出庫した車両より適用されます。

このたび東京都多摩地区においては、令和2年度の運賃改定以降、良質で安全な輸送サービスの提供に努力してまいりましたが、近年の不足するタクシー乗務員の確保と労働条件の改善、燃料費の高騰、安心、安全、快適なサービス提供のための設備投資の増大などにより、国土交通省に運賃改定要請を行いました。

この要請に対し令和5年10月20日に国土交通省から新たな公定幅運賃が公示され、**令和5年11月20日**より新運賃の実施となりますのでご案内申し上げます。

今後とも「安心・安全」な利用者サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

◆ 新運賃について【多摩地区(北多摩・南多摩・西多摩交通圏)エリア】

○実施日：**令和5年11月20日(月)** 出庫の車両

<一般的な普通車の場合>

(現行)

| 公定幅運賃 | 初乗運賃 | 加算運賃 | 時間距離併用運賃 (時速10km以下で走行した場合) |
|-------|-----------|------------|-------------------------------|
| 運賃上限 | 1.2km500円 | 257mごと100円 | 1分35秒ごと100円 |



(改定後)

| 公定幅運賃 | 初乗運賃 | 加算運賃 | 時間距離併用運賃 (時速10km以下で走行した場合) |
|-------|---------------------|--------------------|-------------------------------|
| 運賃上限 | 1.091km 500円 | 233m ごと100円 | 1分25秒 ごと100円 |

*上記運賃は、普通車の公定幅運賃の上限を選択した場合の運賃となります。

「注」東京都23区・武蔵野市・三鷹市(多摩地区以外)のタクシー料金は従来どおり変更はございません。

◇問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665 E-mail koho@taxi-tokyo.com